

『もしも「まさか」の
あなたを守る
救急・消防
最前線

vol.12

二次被害を最小限にするために
地震のとき、
電気器具は必ずいんちやねん？

市消防本部
☎ 53 0123

グッツときても、慌てないで。地震も怖いですが、二次的に起こる電気火災も心配ですね。そこで、地震の際に気を付けたい電気器具の取り扱いについて、Q&Aにしてまとめてみましょう。

Q コンセントとスイッチはどうすればいいの？

A 揺れを感じたら、電気製品のスイッチは「切」にして、コンセントも抜きましょう。



気の消し忘れによる事故防止のために、ブレーカーを必ず切りましょう。

Q 地震でガス漏れが起きた気があります。電気を使っても大丈夫？

A ガスの臭いがするときなどは、電気の使用を避け、ガス栓を締め、窓を開け換気をし、最寄りのガス事業所へ連絡してください。



Q そのほか、地震発生後の電気の使用について、注意点を教えてください。

A 地震直後は、必要最低限の送電となる場合があります。電気容量が必ずしも十分でないところもあるので、電気の使用は必要なものだけに控えてください。

消防署からのお願い

消火栓および防火水槽の付近では、車の駐車車をこ遠慮ください。

消防に関する意見・質問は

・北消防署 ☎ 53 0119
・南消防署 ☎ 53 0119
・濃南分駐所 ☎ 52 0119
へどうぞ。

悩んでいませんか？

～ファミリー・カウンセラーがアドバイス～
vol.24

夫婦にかかわる悩みごと

A.子どもを引き取らない親も養育費を支払う義務がある

未成年の子どもがいる夫婦が離婚する場合、まず、子どもをどちらが引き取り、監護するかを決めなければなりません。通常は、親権者となる人が監護します。しかし、親権者（親権をもつ者）と監護者（実際に面倒をみる者）は別々に決めることができますので、子どもの幸せを考えて決めることが大切です。

養育費を負う義務は、子どもの監護、親権の有無に関係なく、夫婦双方にあります。その義務は、親族間の扶養義務より重いとされています。自分の生活を切り詰めてでも、自分と同程度の生活を子どもにさせる

義務・生活保持義務があります。生活保持義務の対象は未成年者ではなく、子どもの立場に応じ、経済的に自立するまでの未成熟者とされています。養育費の分担割合は、あなたと夫それぞれの資産や収入、子どもの年齢を考慮して決めることになるでしょう。

以上の問題は、夫婦の協議で決めるのですが、協議が困難な場合は、家庭裁判所に申し立ててください。また、母子家庭には、収入に応じて児童扶養手当などの補助があるので、調べておくといでしょう。

（カウンセラー・福富功）

Q.子どもの扶養

夫と二人の幼児を持つ三十四歳の専業主婦です。夫の激しい暴力に耐えられず、二人の子どもを連れて家を出ました。離婚話が進む中、夫は「離婚はするが、勝手に家を出たのだから養育費は払わない」と言います。子どもの扶養について、詳しく知りたいのですが...

